

社会保険料の本人負担額 要点簡単まとめ -図解で分かりやすく



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

社会保険料 本人負担額 要点簡単まとめ

ほとんどの社会保険において、保険料は事業主と従業員が分担して負担する原則があり、例外的に労災保険は全額事業主負担となっています。以下は、2025年時点における主な社会保険料の従業員負担率をまとめた表です。

社会保険の種類	従業員負担率	計算の基礎	備考
健康保険	約4.955% (都道府県・保険者により異なる)	標準報酬月額	通常、保険料全体の50%を負担。協会けんぽの場合、都道府県ごとに保険料率が設定されています。
厚生年金保険	9.15% (全国一律)	標準報酬月額・標準賞与額 (上限あり)	保険料全体の50%を負担。2017年9月以降、18.3%で固定されています。
介護保険	約0.795% (保険者により異なる)	標準報酬月額・標準賞与額	40歳～64歳の従業員が対象。協会けんぽの場合、全国一律で1.59%ですが、健康保険組合など一部の保険者では異なる料率が設定されています。
雇用保険	0.55% (一般の事業)	総賃金	2025年度より労働者負担が0.6%から0.55%に引き下げられました。農林水産・清酒製造業、建設業は異なる料率が適用されます。
労災保険	0%	事業主負担	従業員の負担なし。保険料は全額事業主が負担します。

健康保険料率

協会けんぽの場合、都道府県ごとに保険料率が設定されています。例えば、東京都の2025年度の保険料率は9.91%です。



介護保険料率

協会けんぽでは全国一律で1.59%ですが、健康保険組合など一部の保険者では独自の料率が設定されている場合があります。



雇用保険料率

業種によって異なります。一般の事業では労働者負担が0.55%ですが、農林水産・清酒製造業および建設業では異なる料率が適用されます。

